



# 令和4年度「手づくり郷土賞」募集開始！！

～社会資本を活かした魅力ある地域づくりを応援～

令和4年度「手づくり郷土賞」の募集を本日から開始します。

「手づくり郷土賞」は、昭和61年度に創設され、今年度で37回目を迎える国土交通大臣表彰です。同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

## 【募集内容】

地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動を一体的に表彰する「手づくり郷土賞（一般部門）」と、これまでに受賞したもののうち一層の発展のあったものを表彰する「手づくり郷土賞（大賞部門）」の2部門で実施します。

応募の詳細は、リーフレット（別添1）、応募要領（別添2）及び以下のホームページをご覧ください。  
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/ud49g70000001s9.html>

## 【近年の受賞案件（北海道内）】

※令和3年度受賞案件の概要は別添3のとおり。

※選定された好事例はホームページなどを通じて広く全国に紹介され、魅力ある地域づくりの参考となります。

| 年度 | 部門   | 市町村名 | 受賞案件名                                       |
|----|------|------|---|
| R3 | 大賞部門 | 美幌町  | 手づくり魚道の完成が出发点！～SDGs時代の川との付き合い方～             |
|    | 一般部門 | 利尻町  | ”資源蘇生”未利用資源を活かした地域づくり～海藻アートの独自文化と子どもたちへの継承～ |
| R2 | 一般部門 | 奈井江町 | 大河石狩川に並ぶ、日本一の直線国道 ～日本一の直線が紡ぐ地域の繋がりと次世代への思い～ |
| R1 | 一般部門 | 函館市  | 函館湾岸価値創造プロジェクト ～地域遺産を活用した地域再生の取組～           |
|    |      | 帯広市  | 帯広まちなか歩行者天国 ～市民がつくり・市民が楽しみ・市民が支えるオビヒロホコテン～  |

## 【今後の日程（予定）】

- ・募集期間：令和4年6月17日（金）～令和4年8月31日（水）
- ・選定委員会による選定：令和4年10月～11月頃
- ・選定結果の公表：令和4年12月頃

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 開発調整課 開発調整推進官 藤田 純一（内線 5475）

開発監理部 開発調整課 上席開発計画専門官 風間 隆之（内線 5470）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>





令和4年度(第37回)

ふるさと

# 手づくり郷土賞

## 令和4年8月31日(水)まで 募集中



特定非営利活動法人 利尻ふる里・島づくりセンター  
(北海道 利尻町)



駒生川に魚道をつくる会  
(北海道 美幌町)



若原の自然と文化を守り育てる会  
(長野県 安曇野市)



一般社団法人 エコティかわね  
(静岡県 川根本町)



天竜川総合学習館「かわらんべ」  
／中部地方整備局 天竜川上流河川事務所  
(長野県 飯田市)



川と海つながり共創プロジェクト  
(京都府 亀岡市)



数の傍  
(京都府 向日市)



白鷺学校運営協議会  
(兵庫県 姫路市)



特定非営利活動法人 江の川鉄道  
／邑南町  
(鳥取県 邑南町)



駒鳴集落を守る会  
(佐賀県 伊万里市)



鹿島市ラムサール条約推進協議会  
／鹿島市  
(佐賀県 鹿島市)



小浜温泉57  
(長崎県 雲仙市)



一般社団法人 みなみあそ観光局  
(熊本県 南阿蘇村)

※掲載写真は令和3年度受賞団体です。

国土交通省の手づくり郷土賞ホームページにて、過去の受賞事例等をご覧いただけます。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/>)



主催：国土交通省

手づくり郷土賞

検索

# 「手づくり郷土賞」とは

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和4年度で37回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

＜選定にあたっての評価例＞

- ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
- ・周辺地域の観光資源等と連携して特徴のあるインフラツーリズムを実践している。
- ・オンライン等を活用した情報の発信・共有により、地域内外や多世代の関係者を広く巻き込んでいる。 など

## 募集対象

### 一般部門

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本\*及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果

\*原則として国土交通省が所管する分野で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

### 大賞部門

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果

※「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰します。

## 応募方法

### ■応募団体（各部門共通）

地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体または共同\*で応募するものとします。社会資本を管理する団体（都道府県、市区町村等）と共同で応募することも可能です。

\*同一の社会資本に関して一体的な活動を行っている複数の活動団体が共同で応募可能です。

### ■応募方法

応募資料（応募用紙及び参考資料）を、募集期間内にお近くの各地方整備局等に提出してください。応募資料は、原則として電子データで提出してください。

提出された応募資料は各地方整備局等にて取りまとめの後、国土交通本省に提出されます。

※応募要領及び応募用紙については、国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。

([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/what\\_furusato/what\\_furusato.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/what_furusato/what_furusato.html))



### ■発表会について

受賞団体決定後、東京都内において受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会（交流会）を予定しております。発表会では受賞団体のなかからベストプレゼン賞等を選出します。

令和4年6月17日

募集開始

令和4年8月31日

募集締切

令和4年10月～11月頃

選定委員会開催

令和4年12月頃

選定結果発表・発表会

令和5年1月～3月頃

認定証授与式

## 問い合わせ先

### ○各地方整備局等（応募資料提出先）

※提出先のメールアドレスは応募要領に記載しています。

|                     |                  |                  |
|---------------------|------------------|------------------|
| 北海道開発局 開発監理部 開発調整課  | TEL：011-709-2311 | 札幌市北区北八条西2丁目     |
| 東北地方整備局 企画部 企画課     | TEL：022-225-2171 | 仙台市青葉区本町3-3-1    |
| 関東地方整備局 企画部 広域計画課   | TEL：048-600-1330 | さいたま市中央区新都心2-1   |
| 北陸地方整備局 企画部 広域計画課   | TEL：025-370-6687 | 新潟市中央区美咲町1-1-1   |
| 中部地方整備局 企画部 企画課     | TEL：052-953-8127 | 名古屋市中区三の丸2-5-1   |
| 近畿地方整備局 企画部 企画課     | TEL：06-6942-1141 | 大阪市中央区大手前1-5-44  |
| 中国地方整備局 企画部 広域計画課   | TEL：082-511-6134 | 広島市中区上八丁堀6-30    |
| 四国地方整備局 企画部 広域計画課   | TEL：087-811-8309 | 高松市サンポート3-33     |
| 九州地方整備局 企画部 企画課     | TEL：092-471-6331 | 福岡市博多区博多駅東2-10-7 |
| 沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 | TEL：098-866-1908 | 那覇市おもろまち2-1-1    |

### ○事務局

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL：03-5253-8912 東京都千代田区霞が関2-1-3

受賞記念発表会の様子



# 令和4年度「手づくり郷土賞」応募要領

国土交通省

## 1. 「手づくり郷土賞」とは

日本の各地で、地域特有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な地域資源として見直し積極的に利活用した、魅力ある地域づくりの事例が数多く生まれてきています。

「手づくり郷土賞」は、このような地域活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和4年度で37回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

## 2. 応募について

### 1) 応募者の資格

地域の社会資本<sup>※1</sup>を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体または共同<sup>※2</sup>で応募するものとします。また、社会資本を管理する団体（都道府県、市区町村 等）と共同で応募することも可能です。社会資本を管理する団体についても、複数での応募が可能です。

※1 原則として国土交通省が所管する分野で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

※2 同一の社会資本に関して一体的な活動を行っている複数の活動団体が共同で応募可能です。

### 2) 表彰部門

手づくり郷土賞は、以下の2部門について、募集を行います。

#### ①手づくり郷土賞（一般部門）

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本およびそれと関わりのある地域活動が一体となった成果（以下、単に「成果」という）を対象とします。

#### ②手づくり郷土賞（大賞部門）

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果を対象とします。

### 3) 募集期間

令和4年6月17日（金）～8月31日（水）

#### 4) 応募方法（提出物・提出先）

応募用紙記載要領に記載のある応募資料（応募用紙及び参考資料）を、3) 募集期間内にお近くの各地方整備局等（「5. 問い合わせ先」参照）に提出してください。

応募資料は、原則として電子データで提出してください。

応募用紙については、国土交通省ホームページ上に掲載してあります。ダウンロードして、ご活用ください。

URL : [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/what\\_furusato/what\\_furusato.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/what_furusato/what_furusato.html)

#### 5) 応募対象外となるもの

次の事項に該当する場合には、手づくり郷土賞の応募対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 社会資本の整備、維持管理、利活用等と関わりが認められない活動
- ② 行政機関の主導のみで推進され、地域活動としての自立性が乏しい活動
- ③ 活動期間が概ね3年未満の活動（※活動期間は、組織の立ち上げや会議開催等ではなく、成果に直結する実質的な活動開始時点からカウント）
- ④ 地域社会、地域住民への貢献が認められない活動

#### 6) 発表会（交流会）

受賞団体決定後、東京都内において、受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会（交流会）を下記のスケジュールで予定しております。発表会では受賞団体のなかからベストプレゼン賞等を選出します。会場までの交通費等は1案件につき2名様までご用意する予定です。詳細につきましては、改めて受賞団体へお知らせいたします。

#### 7) 今後のスケジュール（予定）

募集開始 (令和4年 6月17日)

募集締め切り (令和4年 8月31日)

※応募資料は、各地方整備局等および国土交通本省にて、応募要件のチェックを行います。

応募の対象とならないものがあつた場合、その旨を応募団体へ通知いたします。

選定委員会による選定 (令和4年10月～11月)

選定結果の公表 (令和4年11月～12月)

発表会（交流会） (令和4年12月)

認定証授与式 (令和5年 1月～3月)

### **3. 選定について**

#### 1) 選定方法

一般部門及び大賞部門は、応募資料をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会による厳正な審査をした上、選定します。また、別途、奨励賞を選出する場合があります。発表会でのベストプレゼン賞等は、活動当事者によるプレゼンテーション等を踏まえて選出します。

## 2) 選定対象

次の要件を満たすものが「手づくり郷土賞」として選定されます。

### 【手づくり郷土賞（一般部門）】

次の①及び②の要件を満たし、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰します。

- ① 社会資本について、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた創意・工夫のもと、整備（特に地域活動を誘発している整備）・維持管理・利活用等されていること。

（例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
- ・点在する自然・歴史・文化空間をネットワーク化した、回遊ルートが形成されている。
- ・地域の歴史文化を継承する場として、街並みが保全・利活用されている。
- ・世代間の交流を促進するよう、使い勝手を考慮した工夫が凝らされている。
- ・社会資本自身が地域資源として定着し利活用されている。
- ・地域のシンボルとなる施設や歴史・文化・特産物などを核とした賑わい創出が地域活動により図られている。
- ・社会資本を観光資源とし、周辺地域の観光資源等と連携し、特徴のあるインフラツーリズムを実践している。 など)

- ② 地域活動について、社会資本を有効活用し、地域の魅力の向上のための創意・工夫が行われており、公益性を有すること。

（例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・コミュニティの育成、交流空間を創造している。
- ・郷土愛の醸成、環境や景観の次世代への継承を目指している。
- ・身近な社会基盤を見つめ直し、活かし、豊かな暮らしにつなげている。
- ・地域づくりの起爆剤になっている。住民と行政の連携を促している。
- ・計画的な事業実施のための資金獲得の工夫が行われ、住民が主体となり、自治体等の補助・助成金に過度に頼らない運営を行っている。
- ・オンライン等を活用した情報の発信・共有により活動を広く展開し、地域内外や多世代の関係者を巻き込んだ活動となっている。
- ・社会資本の管理者と協働し、新たな観光コンテンツの創出を行い、観光振興につなげる取組を実現している。
- ・「社会資本」や「社会資本が生み出す空間」のユニークな活用方法を実践し、観光客の誘致につなげている。 など)

### 【手づくり郷土賞（大賞部門）】

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果のうち、「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰します。

(例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・地域づくりの成功事例の継続的な展開・進展により、新たな好事例を生んでいる。
- ・地域資源の地道な継承活動や新たな試みの付加により、地域の魅力が観光資源として認められ定着している。
- ・整備をきっかけに生まれた住民の交流が、住民主体によるまちづくりの気運を高め、行政協働のまちづくりに発展している。
- ・地域づくり活動が新たな産業を創出するなど地域振興に寄与している。 など)

### **3) 選定のポイント**

審査を行う上での選定のポイントは以下のとおりです。

- ① 社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫  
(地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源としての活用・育成 等)
- ② 地域活動における創意・工夫、取組の独創性  
(新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組 等)
- ③ 地域づくりへの成果及び波及効果  
(地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果 等)
- ④ 今後の活動の継続性・発展性  
(住民が長く活動を続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む工夫 等)
- ⑤ 他の参考となるような先進性・先導性
- ⑥ その他 (上記以外の特に優れた内容)

上記に加え、大賞部門においては以下のポイントも重視します。

- ⑦ 社会資本の地域への定着状況  
(地域のシンボルとして広く認識されている、多くの地域住民が日常的に利用している 等)
- ⑧ 活動の継続状況  
(規模を広げながら着実に継続している 等)
- ⑨ 活動の発展状況  
(新たな取組を創出している、他地域へ波及している 等)

### **4) 選定結果の通知・公表等**

選定結果の公表は、令和4年11月～12月頃を予定しており、受賞団体に対して通知します。また、併せて国土交通省及び各地方整備局等のホームページ等で公表します。なお、選定された成果に対しては、各地方整備局等を通じて認定証の授与を行う予定です。

また、選定された成果は、好事例としてホームページなどを通じて広く全国に紹介する予定です。

## **4. その他応募にあたっての留意事項**

○応募資料提出後、担当窓口等から内容について問い合わせを行う場合がございます。

○応募は原則として電子データで提出してください。紙媒体で提出する場合は担当窓口にご相談ください。応募資料は原則返却いたしませんので、返却が必要な資料については、その旨明記下さい。

○添付する写真について

- ・写真は評価の上で非常に重要な判断材料となります。応募資料に写真を添付される場合には、写真貼付箇所に強調したい点のコメントを載せて下さい。その際、「手づくり郷土賞」の趣旨に鑑み、なるべく無人の写真ではなく社会資本の利活用状況や工夫が分かる写真を添付して下さい。
- ・写真の内容については、第三者の肖像権、プライバシー等を侵害することのないよう十分ご注意下さい。また、選定された場合は、受賞団体の公表時や、冊子、ホームページ等の受賞団体紹介等で使用する場合があります。事前にご了承願います。

## 5. 問い合わせ先（担当窓口）

（事務局）

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
TEL : 03-5253-8912

（各地方整備局等 ※応募資料提出先）

北海道開発局 開発監理部 開発調整課  
〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目  
TEL : 011-709-2311 [E-mail : hkd-ky-tedukuri@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-tedukuri@gxb.mlit.go.jp)

東北地方整備局 企画部 企画課 地方計画係  
〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1  
TEL : 022-225-2171 [E-mail : thr-chiiki@mlit.go.jp](mailto:thr-chiiki@mlit.go.jp)

関東地方整備局 企画部 広域計画課 地方計画第二係  
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1  
TEL : 048-600-1330 [E-mail : ktr-chiiki@gxb.mlit.go.jp](mailto:ktr-chiiki@gxb.mlit.go.jp)

北陸地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係  
〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1  
TEL : 025-370-6687 [E-mail : kouiki-keikaku@hrr.mlit.go.jp](mailto:kouiki-keikaku@hrr.mlit.go.jp)

中部地方整備局 企画部 企画課 企画第二係  
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1  
TEL : 052-953-8127 [E-mail : cbr-kikaku@mlit.go.jp](mailto:cbr-kikaku@mlit.go.jp)

近畿地方整備局 企画部 企画課 企画第一係  
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44  
TEL : 06-6942-1141 [E-mail : kkr-86tiikidukuri@nyb.mlit.go.jp](mailto:kkr-86tiikidukuri@nyb.mlit.go.jp)

中国地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係  
〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30  
TEL : 082-511-6134 [E-mail : kouiki@cgr.mlit.go.jp](mailto:kouiki@cgr.mlit.go.jp)

四国地方整備局 企画部 広域計画課 地方計画係

〒760-8554 高松市サンポート3-33

TEL : 087-811-8309

E-mail : [skr-kouikikei@mlit.go.jp](mailto:skr-kouikikei@mlit.go.jp)

九州地方整備局 企画部 企画課 事業調整係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL : 092-471-6331

E-mail : [qsr-furusato@mlit.go.jp](mailto:qsr-furusato@mlit.go.jp)

沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 事業調整係

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1

TEL : 098-866-1908

E-mail : (左記の電話番号にご連絡ください)

以上

## 1 手づくり魚道の完成が出発点!

～SDGs時代の川との付き合い方～

## 1 社会資本の概要

駒生川は美幌川の支流で、魚の生息数や種数が美幌町内で最も多い川の一つとして知られており、アイヌ語では「チェブノンネナイ(サケ・いる・大きな川)」と呼ばれています。

近年は宅地化などが進み、駒生川の直線化に伴って流速を落とす目的で9基の落差工(小型の堰堤)が設置されました。その結果、水生生物が川の

中を移動することが妨げられ、落差工の上流から魚たちが姿を消しました。このことを問題に感じた地域住民が「魚が泳ぐ川を取り戻したい」という思いから活動を開始。駒生川に魚道をつくる会による手づくり魚道等の取り組みにより、今では落差工上流部にサクラマスやイワナを見ることができ、道行く人々を楽しませていきます。



サクラマスの遡上



木材を使った魚道

## 2 取組の背景、取組概要と創意・工夫

魚道づくりにあたっては、駒生川に魚道をつくる会と河川管理者(行政)が協議会を立ち上げ、平成23年-24年の間に、魚の遡上の問題となっていた7基の落差工に手づくり魚道を設置しました。魚道づくりには、会員はもちろん、地域住民や、東京農業大学の学生、役場職員等、延べ230名を超える多くの皆さんが参加しました。完成後も、定期的な魚道を補修し、機能を維持しています。

魚道の材料は地元で生産されたカラマツ材や、畑から取り除かれた石を利用することにより、地産地消、費用軽減の工夫をしています。

また、近年は子供達を対象とした自然体験活動、より安価なポータブル魚道の開発、マイクロプラスチック調査及び流域一斉清掃など、将来の世代に環境や資源を残すための活動に取り組んでいます。



ポータブル魚道(サケ用)



自然観察会



マイクロプラスチック調査

## 3 活動の成果や波及効果等

手づくり魚道の作成によって、約40年ぶりにサクラマスやイワナが遡上し、稚魚の誕生を確認することができました。

手づくり魚道の取組は、町外(網走市、釧路市、富山県)からの視察もあり、駒生川の事例を参考にして各地で手づくり魚道が完成しています。

駒生川に魚道をつくる会は、川を原生自然に復元するのではなく、人間と生き物が折り合いのつく形で共生する自然を目指しています。

産卵遡上したサケ  
(北海道の許可を得て調査)

## 4 前回受賞時からの活動の発展内容

将来の世代に環境や資源を残すべく、子供たちを対象とした川での自然体験活動の充実化、専門家による優れた学習機会の提供をしています。また、より簡単に安価なポータブル魚道の開発、川の汚染状況や魚類への影響についてのマイクロプラスチック調査及び流域一斉清掃など、これまで以上にSDGs(持続可能な開発目標)に係る活動の発展に取り組んでいます。

## 駒生川に魚道をつくる会

北海道 美幌町

## 喜びの声



## 受賞者

駒生川に  
魚道をつくる会  
会長  
橋本光三

## コメント

「魚を遡上させたい!」この思いとともに、多くの方と協力し、活動してきました。結果、今ではたくさん魚が暮らせるふるさとの川になりました。これもひとえに、活動を支えていただいた皆様のお蔭です。またこの度は、栄誉ある手づくり郷土賞(大賞部門)をいただくことができました。これを励みに、より一層、地域のため、魚たちのため尽力していきます。

## 活動の内容

- 手づくり魚道の作成・維持管理
- 生き物調査
- 普及啓蒙活動
- 子供を対象とした自然体験活動
- 安価ポータブル魚道の開発
- マイクロプラスチック調査
- 清掃活動

## 活動の経歴

- 平成21年 駒生川に魚道をつくる会の発足
- 平成23年 2基の落差工に手づくり魚道を設置
- 平成24年 5基の落差工に手づくり魚道を設置
- 平成24年 約40年ぶりにサクラマスの遡上確認
- 平成27年 手づくり郷土賞(一般部門)受賞
- 平成28年 自然観察会開始(地元小学校)
- 令和2年 マイクロプラスチック調査開始

所在地 北海道網走郡美幌町

活動主体及び連絡先 駒生川に魚道をつくる会  
(TEL:0152-72-2160 美幌博物館 担当 町田 善康)対象となる社会資本 一級河川網走川水系支流駒生川  
※管理者:駒生橋より下流が北海道、駒生橋より上流が美幌町

# 1 “資源蘇生”未利用資源を活かした地域づくり ～海藻アートの独自文化と子どもたちへの継承～



特定非営利活動法人  
利尻ふる里・島づくりセンター

北海道 利尻町



## 1 社会資本の概要

利尻町は、北海道の北部、日本海上にある利尻島西部に位置する町であり、北海道道108号線及び北海道道105号線は町内の南北を走る道路で、利尻山を挟んで利尻島東部に位置する利尻富士町にアクセスするための重要な主要地方道です。また、利尻町海岸は熊が寝ているように見える「寝熊の岩」があるなど、奇岩の多い海岸線として有名な

ビュースポットとなっています。

利尻町商店街の中心地に位置する「利尻島の駅」は、海藻押し葉体験工房、ギャラリーでの作品等の展示、カフェを併設するなど、地域住民と観光客の交流の場となっています。また、島の駅前の町道42号線は、島の駅を利用する地域住民と観光客が活発に往来する重要な生活道路となっています。



歴史的建築物  
「利尻島の駅」の外観



「利尻島の駅」  
海藻押し葉体験工房



雑海藻を収集する  
利尻町海岸(久連地区)

## 2 取組の背景、取組概要と創意・工夫

「資源蘇生」をコンセプトに海の厄介者である雑海藻をアートの素材として活用することで独自文化を確立し、子どもたちに豊かな自然環境を継承する地域づくり活動をスタート。地元小中高生を対象とした海藻押し葉の体験教室、親子体験会等の取組を通じて次世代を担う子どもたちなどの郷土愛を育てています。

商店街に位置する歴史的建築物である旧海産問

屋を拠点「利尻島の駅」として再生し、施設内にコミュニティを重視したカフェ及び観光客や地域住民が自由に楽しめる体験工房の開設。また、幹線道路に16箇所スタンプ台を設置しての「利尻山十六景スタンプラリー」、島の駅前の町道を活用した「雪まるだ灯りフェスティバル」等各種イベントを開催するなど、地域活性化を図っています。



町道を活用した  
雪まるだ灯りフェスティバル



ボランティアによる雑海藻  
収集及び海岸清掃活動



親子体験教室

## 3 活動の成果や波及効果等

海藻押し葉は、20年間に渡り普及活動を行ったことで、北海道命名150年の式典に出席された上皇、上皇后陛下への北海道からの記念品に作品が選ばれ、利尻町の独自文化として位置付けが確立されました。また、海藻押し葉の作品づくりは、高齢者の生きがいになっているとともに、各種体験会等を通じて、子供から高齢者まで幅広い世代間交流を図っています。

歴史的建築物を島の駅として再生し、カフェ等を開設したことにより、島の駅利用者がコロナ前の2019年には7千人を上回るなど、地域の活性化が図られています。



利尻中学校総合学習による  
体験教室



高齢者と子どもたちの  
合同体験教室



「利尻島の駅」での  
街なみライブ



町道を活用した  
イベント開催

## 喜びの声



受賞者

特定非営利活動法人  
利尻ふる里・島づくりセンター  
理事代表  
小坂 実

## コメント

特定非営利活動法人利尻ふる里・島づくりセンターは、地元の子どもたちをはじめ多くの地域住民に対し、地域資源を大切にすることを育むため、これまで約20年間に渡り、地道な普及活動を行ってきました。この度の受賞により、長年の取組が実を結んだことに大きな喜びを感じるとともに、身が引き締まる気持ちでいっぱいです。今後ともこの活動に自信と誇りを持って取り組んでまいります。

## 活動の内容

- 「利尻島の駅」に併設した体験工房での、海藻押し葉体験教室
- 「利尻島の駅」に併設したカフェの運営
- 利尻町海岸における雑海藻収集及び海岸清掃活動
- 「利尻山十六景スタンプラリー」「雪まるだ灯りフェスティバル」等の各種イベント開催
- 特産品開発、離島キッチン札幌店運営

## 活動の経歴

- 平成13年 利尻海藻おしぼの里づくり実行委員会設立
- 平成14年 海藻押し葉体験教室開始
- 平成19年 特定非営利活動法人利尻ふる里・島づくりセンターとして再結成
- 平成19年 歴史的建築物を「利尻島の駅」として再生

所在地 北海道利尻郡利尻町沓形本町

活動主体及び連絡先 特定非営利活動法人 利尻ふる里・島づくりセンター  
TEL:0163-85-7755

対象となる社会資本 利尻島の駅(建築物)／利尻町海岸(久連地区)／道道105号線及び108号線／町道42号線



- ① 利尻島の駅
- ② 利尻町海岸(久連地区)
- ③ 道道105号線
- ④ 道道108号線
- ⑤ 町道42号線